

特集

組合員と共に農政の

大転換期を乗り越える

食と農を守るための取り組みを協議

J Aでは平成23年度経営計画の策定にあたり、3月9日から24日までの8日間、48会場にて集落座談会を開催しました。座談会ではJ Aが計画の事業方針や農業者戸別所得補償制度の概要などについて説明し、組合員の皆様から貴重なご意見とご質問を頂きました。事前に開催した支店運営協議会でのご質問も含めて、その内容と返答を掲載させて頂きます。

営農部門

Q 税金申告用に取り報告書が出ていたが項目ごとの明細を出してもらいたい。

A 取引報告書については、項目毎の一年間の集計額で提供しております。項目毎の明細については、全組合員に提供すると膨大な用紙の量を伴いますので、基本的には毎月お届けしている取引明細書にて確認いただければと思います。希望される方については、申し出いただければ個別に対応いたします。

営農指導事業

Q 米粉用米、飼料用米の作付を考えた場合、販売先を斡旋してくれる

のでしょうか。

A 米粉用米については、現在全農への出荷先を確保しております。米粉用米は品種63号で限定されており、検査も必要となります。飼料用米については、圃場限定となり、その圃場で生産されたものは全て出荷することとなります。

Q 農業を担う多様な経営体の育成と環境がない。また、農機具が老朽化、米価の下落等の影響もある。カントリーエレベーター建設と平行して、刈り取りや乾燥調製を行う受託組織の育成を進めてほしい。

A カントリーエレベーターの建設に伴い、管内には現在存在しませんが、今後刈り取りの集団を育成していきたいと考えております。また、

6次産業化に伴う米粉、大豆粉等の販売を計画しており、農業形態についても検討してまいります。



▶他J Aのカントリーエレベーターを視察

Q カントリーエレベーターのサテライト方式ではムレ米が心配される。中継基地の設備は十分なのでしょうか。

うか。

A 中継基地からの輸送はトラックで行う予定です。ムレ米が発生しない輸送体系を確立してまいります。

Q カントリーエレベーターからは、利用者の保有米は出せるのでしょうか。

A 申込の段階で保有米であることを記入し、区分するような様式を検討しておりますので、保有米を出すことは可能です。

Q カントリーエレベーターではあきも受け入れられるのでしょうか。

A あきたこまち、めんこいな以外の品種も受け入れられます。

Q くさび米対策はどうしたらよいのでしょうか。

A 秋田県のかさび米の場合、害虫食害痕がないことやイネシンガレセンチュウが存在しないことから、高温によるストレス、生理障害が原因です。対策としては水管理の徹底を推奨します。